



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和8年7月21日（火） 岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電 話 番 号
公共建築課	入札執行管理監	村上	内線 4811 直通 058-272-8391 FAX 058-278-3584
技術検査課	建設業企画監	中島	内線 4553 直通 058-272-8504 FAX 058-278-2734

入札参加資格停止の措置について

1 概 要

令和8年7月1日に公共建築課が行った「教委第8－39号 飛騨神岡高等学校特別教室棟等屋上外壁内部改修工事の実施設計委託」に関する指名競争入札において、同年7月2日に落札者（有限会社狭場建築設計事務所）が契約辞退届を提出し、契約を締結しなかった。

2 対 応

「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」第2第1項及び別表第2第6号の規定に基づき、入札参加資格の停止措置を講じる。

3 停止措置業者

有限会社狭場建築設計事務所（本店：高山市久々野町）

4 停止期間

令和8年7月22日（水）から令和8年10月21日（水）まで（3カ月）

5 参 考

○「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」（抜粋）
（資格停止）

第2 知事は、有資格業者が別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、それぞれ同表に定める期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について資格停止を行うものとする。

別表第2

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 6 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、県工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1カ月以上9カ月以内